明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき船級協会を登録した件（国土交通八九）　一
○船舶安全法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船級協会を登録した件（同九〇～九三）　四
○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件（同九四～九八）　五
〔官庁報告〕
官庁事項
国家公安委員会・警察庁防災業務計画の修正について（国家公安委員会・警察庁）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三元
特殊法人等
弁理士登録関係
会社その他
会社決算公告

告示

○国土交通省告示第八十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の三十第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録をしたので、海洋汚染防止法第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十五年二月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第一項の規定に基づき、船級協会の登録をした件

二　登録年月日　平成二十五年一月一日

三　登録番号　1

四　登録を受けた船級協会の名称　一般財団法人日本海事協会

住所　東京都千代田区紀尾井町四番七号

五　代表者の氏名　上田　徳

六　検査を行う事業所の名称及び住所

名称	住所
函館支部	北海道函館市元町32番22号
函館支部八戸事務所	青森県八戸市城下一丁目14番４号
東京支部	東京都港区浜松町一丁目28番２号
東京支部仙台事務所	宮城県仙台市青葉区中央四丁目７番17号
横浜支部	神奈川県横浜市中区弁天通四丁目61番１
横浜支部清水事務所	静岡県静岡市清水区江尻東二丁目１番５号
名古屋支部	愛知県名古屋市熱田区神宮二丁目２番５号
神戸支部	兵庫県西宮市産所町15番10号
神戸支部相生事務所	兵庫県相生市旭三丁目２番17号
岡山支部	岡山県岡山市北区幸町６番28号
尾道支部	広島県尾道市新浜一丁目４番47号
尾道支部因島事務所	広島県尾道市因島土生町1899番地
広島支部	広島県広島市中区宝町９番10号
坂出支部	香川県坂出市久米町一丁目15番10号
坂出支部高知事務所	高知県高知市本町二丁目２番34号
今治支部	愛媛県今治市片原町一丁目１番地15
北九州支部	福岡県北九州市小倉北区砂津一丁目６番21号